

尼崎市創業安定化支援事業補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、創業から間もない事業者が賃貸オフィスに入居する場合又は賃貸オフィスを増床する場合に、その賃料の一部を補助することにより、創業から間もない事業者の事業の安定化を通じて本市における創業を促進し、もって地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地区 尼崎リサーチコア地区（尼崎市道意町7丁目の一部）及び尼崎21世紀の森構想における産業の育成・支援拠点地区（尼崎市末広町1丁目、大浜町1・2丁目、扇町、西及び又兵衛の各一部）
- (2) 賃貸オフィス 事業者が事業活動の拠点となる事務所等として使用するためにオフィス管理者との間で賃貸借契約を締結して借りた部屋又はスペースで、指定地区内に存するものをいう。
- (3) オフィス管理者 指定地区内においてオフィスを賃貸しているものをいう。
- (4) 賃料 賃貸オフィスの賃貸借料（消費税及び地方消費税の相当額を控除した額であって、共益費及び光熱水費を除く）
- (5) 中小企業者等 次に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づく法人であって、中小企業者の振興に資する事業を行う者
- (6) 創業 次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始すること。
 - イ 個人が会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める会社又は特定非営利活動法人を設立し、新たに事業を開始すること。
- (7) 創業日 個人事業主の場合にあつては開業届出の日、会社及び特定非営利活動法人の場合にあつては設立の日をいう。

(補助対象者)

第3条 市長は、次項に規定する補助対象者に対し、予算の範囲内で、賃料の一部を補助することができる。

2 この要綱により補助金の交付を申請することができる者(以下「補助対象者」という。)は、中小企業者等で、第1号から第5号までに掲げるすべての要件に適合している者とする。

- (1) 申請時点で創業日から5年未満であること。
- (2) 平成28年4月1日(以下「基準日」という。)以後賃貸オフィスに新たに入居した者又は基準日前から賃貸オフィスに入居していた者で基準日以後に当該賃貸オフィスの増床をしたもの。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 過去に第10条第1項の規定による補助金の交付決定の取消し、又は第11条の規定による補助金の返還の命令を受けていないこと。ただし、市長が補助金の交付を行うことにつき特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (5) 過去に尼崎市起業家等立地支援事業補助要綱に基づく補助金の交付、交付決定の取消し、又は返還の命令を受けていないこと。ただし、市長が補助金の交付を行うことにつき特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助対象者としない。

- (1) 当該賃貸オフィスについて、この要綱の規定による補助金以外の本市、国、兵庫県、他の自治体、公益法人等による賃料にかかる補助金(以下、「本要綱以外の賃料補助金」という。)の交付を受けている者で、月額賃料に適用される本要綱以外の賃料補助金の割合の合計が、個別の交付金額算定の端数処理が行われる前の状態で月額賃料に対して4分の3以上の者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者
- (3) 申請する事業のほかに、事業主として事業を営んでいる者

(補助金の額等)

第4条 補助金の月額及び限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、次のいずれかの短い期間とする。

- (1) 補助対象者が賃貸オフィスへ新たに入居を開始した日(基準日前から賃貸オフィスに入居していた事業者で基準日以後に賃貸オフィスの増床をしたものにあっては、当該賃貸オフィスの増床をした日。以下「入居等開始日」という。)の属する月の翌月の1日(入居等開始日が月の1日である場合は、その日。次項において同じ。)から起算して36か月
- (2) 補助対象者の創業日の属する月の翌月の1日(創業日が月の1日である場合は、その日。次項において同じ。)から起算して60か月

2 過去にこの要綱により補助金の交付決定を受けていた者で、第9条第1項第3号（賃貸オフィスの退去に限る。）に該当することにより同条第4項の規定により交付決定の変更の通知を受けていたものが、再度賃貸オフィスに入居し、次条の規定により補助金の交付申請を行った場合における当該交付申請に係る前項第1号に規定する期間の満了日は、当該補助対象者がこの要綱により初めて受けた補助金の交付決定に係る入居等開始日の属する月の翌月の1日から36か月後の日の前日とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、初年度にあつてはオフィス管理者との賃貸借契約の締結後速やかに、次年度以降にあつては当該年度の4月末日までに補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えてこれを市長に提出しなければならない。

2 オフィス管理者との賃貸借契約の締結後、補助対象者でなかった事業者が第3条第2項に規定する補助対象者となった場合は、速やかに補助金交付申請書に必要書類を添えてこれを市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めた場合は、予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、その旨を、その申請者に補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請を行った者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の不交付決定を行い、その旨を、申請者に補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- (1) 第3条第2項に規定する補助対象者に該当しないとき。
- (2) 事業内容が公序良俗に反すると認められるとき。
- (3) オフィス管理者が定める入居資格を有していないとき。
- (4) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号から第4号までのいずれかに該当するとき。
- (5) その他市長が補助することが適当でないとき。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定通知書の送付を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次項に規定する上半期分補助金又は下半期分補助金を、それぞれ同項の規定による請求の時までに補助金の月額に対応する賃料の支払を完了した場合及び次の各号のいずれかに該当する場合において請求することができる。

- (1) 次項の規定による請求の日の属する月から6か月以上、賃貸オフィスに入居を継続す

る場合

(2) 賃貸オフィスを退去し、引き続き尼崎市内に立地する場合

(3) 第10条第1項第3号に該当する場合

2 補助決定者は、4月1日から9月末日までの間の賃料に係る補助金（以下「上半期分補助金」という。）についてはその年度の10月1日から同月10日までの間に、同月1日から翌年3月末日までの間の賃料に係る補助金（以下「下半期分補助金」という。）については翌年度の4月1日から同月10日までの間にそれぞれ補助金交付請求書（第4号様式）に必要な書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助決定者から前項の規定による適法な請求を受けたときは、当該補助決定者に対し、上半期分補助金にあつてはその年度の10月末日に、下半期分補助金にあつては翌年度の4月末日に交付するものとする。

4 補助決定者が第1項に規定する請求要件（同項各号に掲げる要件を除く。）を満たさなかったことにより補助金（上半期分補助金に限る。）の交付を受けることができなかった場合において、当該補助決定者は、第2項に規定する下半期分補助金の請求期間の満了日までに当該上半期分補助金に係る未払賃料の支払を完了したことにより当該上半期分補助金の請求要件を満たしたときは、同項の規定にかかわらず、当該満了日までに、市長に対し、当該上半期分補助金を請求することができる。

5 第3条第2項第1号に該当したことにより補助決定者となった事業者が、第2項に規定する期日までに請求できなかったことにより補助金（上半期分補助金に限る。）の交付を受けることができなかった場合において、当該補助決定者は、第2項に規定する下半期分補助金の請求期間の満了日までに、市長に対し、当該上半期分補助金を請求することができる。

6 第4項及び第5項の規定による請求は、補助金交付請求書に必要な書類を添えて、これを市長に提出することにより行うものとする。

7 第3項の規定は、第4項及び第5項の規定による請求を受けた場合について準用する。この場合において、第3項中「上半期分補助金にあつてはその年度の10月末日に、下半期分補助金にあつては翌年度の4月末日」とあるのは、「当該請求があつた日から30日以内」と読み替えるものとする。

8 第3項の規定による交付及び前項において読み替えて準用する第3項の規定による交付は、口座振替により行うものとする。

（報告義務等）

第9条 補助決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに補助金交付決定変更申請（報告）書（第5号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。

- (2) 事業の内容を変更したとき。
- (3) 賃貸オフィスを変更し、又は退去したとき。
- (4) 賃貸オフィスを増床し、又は減床したとき。
- (5) 賃貸オフィスの賃貸借契約の内容を変更したとき。
- (6) 本要綱以外の賃料補助金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、この要綱の適用に関して必要があると認めるときは、補助決定者及びオフィス管理者に対し、調査をし、又は報告を求めることができる。

3 市長は、補助決定者が第1項第3号（指定地区内における賃貸オフィスの変更に限る。）、第4号、第5号又は第6号のいずれかに該当することにより同項の規定により補助金交付決定変更申請（報告）書を提出したときは、その内容を審査するものとする。

4 市長は、前項の規定による審査の結果、既に行った補助金の交付決定の額を変更する必要があると認めるときは、その変更の原因となる事実が発生した日の属する月の翌月の1日（当該事実が発生した日が月の1日である場合は、その日）以後に係る補助金の交付決定を変更し、その旨を、その申請者に補助金交付決定変更通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 賃貸オフィスの賃料の滞納があるとき。
- (2) 賃貸オフィスを退去し、前条第1項の規定による補助金交付決定変更申請（報告）書の提出を行わなかったとき。
- (3) 事業活動が停止されていると認められたとき。
- (4) 虚偽の申請があると認められたとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 第7条第2項第4号に該当すると認められたとき。
- (7) 補助金の使途が、暴力団等の利益になると認められたとき。
- (8) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を、当該補助決定者に補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、それ以前の入居又は増床に係る未交付の補助金は、交付しないものとする。ただし、当該補助決定者が第8条第2項又は第5項の規定により請求した日後に第1項第2号又は第3号に該当することとなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前条第1項第6号若しくは第7号に該当すると認められたとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(実施の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

(実施日)

この要綱は平成28年4月1日から実施する。

(実施日)

この要綱は令和3年4月1日から実施する。